一三九　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件　二〇　295　七二

一四〇　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示　二四　二

一四一　災害対策基本法の規定に基づき設置した令和六年台風第十号特定災害対策本部を廃止した件　二五　300　一六

三一―　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条の規定に基づき、認定仮名加工医療情報作成事業者を認定した件　〇内閣府、文部科学省、経済産業省　二〇　295　七二

一三　令和七年新年祝賀の儀を行われる件　〇宮内庁　二　五

一四　皇居において新年一般参賀を行う件　二　五

一五　天皇皇后両陛下は兵庫県へ行幸啓になる件　一七　二

四九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　〇国家公安委員会　六　三

五〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　九　特54　一

五一　平成二十八年五月二十三日国家公安委員会告示第十八号の一部を改正する件　一二　二

五二　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二〇　二

五三　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　二七　304　二

五四　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二七　304　二

五五　普通自転車の型式認定番号を指定した件　〇金融庁　二七　304　三

九〇　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　〃　一九　二〇　一　二

九一　特定社会基盤事業者の住所の変更を公示する件　二四　二

九二　高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件　二五　二

九三　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　300　一六六

九四　信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件　二五　300　一六六

九五　金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件　二五　300　一六六

九六　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　〇消費者庁　一三　二

四　繊維製品品質表示規程の一部を改正する件　二五　300　一六六

一三　雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件　二五　300　一六六

一四　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　〇こども家庭庁　二七　二

一五　子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件　二六　302　一七

一七　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件　〇こども家庭庁、厚生労働省　二七　303　一七

九　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示、こども家庭庁・厚生労働省告示及びこども家庭庁告示の適用に関する告示の一部を改正する件　〇デジタル庁　二　五

一〇　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が定める公的給付を定める告示　令和六年デジタル庁告示第一号及び令和六年デジタル庁告示第五号の一部を改正する件　一七　特55　一五

二一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が定める公的給付を定める告示　〃　二四　二

二二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　〇デジタル庁、総務省　一七　特55　一五

三六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　一七　特55　一六

三八　令和六年デジタル庁・総務省告示第一号等の一部を改正する件　一七　特55　一六

三九　令和六年デジタル庁・総務省告示第二号等の一部を改正する件　一七　特55　二七

四〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二四　三

四一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二四　四

四二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二六　302　一七

四三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二六　302　一七